

地域文教委員会

令和4年11月28日

1 議案審査

- (1) 議案第62号 千代田区高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例 【資料】
- (2) 議案第69号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (3) 議員提出議案第9号 千代田区学校給食費の助成に関する条例 【資料】

2 報告事項

【子ども部】

- (1) (仮称)まなびの森保育園神保町の入園時期について 【資料】
- (2) 令和5年度入学 中学校学校選択結果報告について 【資料】

【地域振興部】

- (1) 外濠公園総合グラウンドの利用に関する意見公募について 【資料】

3 その他

千代田区高校生等医療費助成条例の一部改正について

1 改正理由

令和 5 年 4 月 1 日から高校生等医療費助成事業が東京都全域で実施されることに伴い、これまで千代田区で実施してきた高校生等医療費助成を受けることができる者を拡大するほか、規定を整備する。

2 改正内容

(1) 対象となる児童の拡大

現行制度においては、①就職し、保護者の扶養から外れている者、②婚姻した者は、医療費助成の対象外であるが、今般の改正によって、①及び②のいずれの者も、医療費助成の対象となる。

これによって、新たな医療費助成の対象者は、区内に住所を有する者であって、次のアからウまでのすべての要件を満たすもの（以下「高校生等」という。）となる。

ア 15 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあること。

イ 各種医療保険の対象となっていること。

ウ 生活保護法又は児童福祉法による医療費の助成を受けていないこと。

(2) 医療証交付対象者の拡大

現行制度においては、高校生等本人及び保護者の両方が区内に住所を有することが、医療証交付の要件であり、医療証の交付は保護者のみを対象としている。そのため、高校生等本人のみが区内に住所を有し、保護者が区内に住所を有しない場合は、医療証の交付を受けられない。

新制度においては、高校生等本人のみが区内に住所を有し、保護者が区内に住所を有しない場合も、医療証交付の対象とする。これによって、区内に住所を有するすべての高校生等が、本区による医療費助成を受けられるようになる。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

新旧対照表

○千代田区高校生等医療費助成条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>○千代田区高校生等医療費助成条例 平成23年3月9日条例第6号</p>	<p>○千代田区高校生等医療費助成条例 平成23年3月9日条例第6号</p>
<p>第1条（現行に同じ。） （用語）</p>	<p>第1条（略） （用語）</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>（1）高校生等 <u>15歳に達した日後</u>の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 （2）（現行に同じ。） （対象者）</p>	<p>（1）高校生等 <u>15歳に達した日以後</u>の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 （2）（略） （対象者）</p>
<p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、<u>次の各号のいずれかに該当する者</u>とする。</p>	<p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、<u>高校生等の保護者で次の各号に掲げる要件を備えているもの</u>とする。</p>
<p>（1）<u>高校生等（千代田区（以下「区」という。）内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている住所をいう。）を有し、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は千代田区規則（以下「規則」という。）で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付を受ける者に限る。以下同じ。）の保護者</u> （2）<u>高校生等が何人にも監護されないときその他千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認める場合に該当するときにおける当該高校生等</u></p>	<p>（1）<u>千代田区（以下「区」という。）内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている住所をいう。以下同じ。）を有すること。</u> （2）<u>その者の保護する高校生等が区内に住所を有し、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は千代田区規則（以下「規則」という。）で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者であること。</u></p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、高校生等が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>当該高校生等及びその保護者は対象者</u>としない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、高校生等が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>当該高校生等の保護者は対象者</u>としない。</p>
<p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。 （2）規則で定める施設に入所しているとき。 （3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されているとき。</p>	<p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。 （2）規則で定める施設に入所しているとき。 （3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されているとき。</p>
<p>（受給資格の認定）</p>	<p>（4）<u>就職し、保護者の扶養から外れたとき。</u> （5）<u>婚姻したとき。</u> （受給資格の認定）</p>
<p>第4条 医療費の助成を受けようとする対象者</p>	<p>第4条 医療費の助成を受けようとする対象者</p>

は、区長に申請し、受給資格（前条の規定により対象者に該当することをいう。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2 区長は、前項の認定をしたときは、受給資格を証する医療証（以下「医療証」という。）を当該対象者に交付する。

（助成の範囲）

第5条 区は、高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法（以下この条において「国民健康保険法等」という。）の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（国民健康保険法等の規定によりこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、国民健康保険法等の規定によって当該高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、国民健康保険法等の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）を助成する。

2 前項の規定による助成は、国民健康保険法等以外の法令等の規定によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

第6条（現行に同じ。）

（標準負担額相当額の支払方法）

第7条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、標準負担額相当額を医療機関等に支払うものとする。

第8条及び第9条（現行に同じ。）

（医療証の返還）

第10条 対象者は、受給資格を有しなくなったとき又は第8条の規定により医療費の助成を受けることができなくなったときは、医療証を区長に返還しなければならない。

第11条及び第11条の2（現行に同じ。）

（助成費の返還等）

第12条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から医療費を助成した額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって

は、千代田区長（以下「区長」という。）に申請し、前条に規定する受給資格の認定を受けなければならない。

2 区長は、前項の認定をしたときは、受給資格を証する医療証を当該対象者に交付する。

（助成の範囲）

第5条 区は、対象者が保護する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって当該高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）を助成する。

2 前項の規定による助成は、同項に規定する法令以外の法令等の規定によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

第6条（略）

（標準負担額相当額の支払方法）

第7条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、第5条第1項に規定する標準負担額相当額を医療機関等に支払うものとする。

第8条及び第9条（略）

（医療証の返還）

第10条 対象者は、第3条に規定する受給資格を有しなくなったとき又は第8条の規定により助成をしないこととなったときは、医療証を区長に返還しなければならない。

第11条及び第11条の2（略）

（助成費の返還等）

第12条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から医療費を助成した額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって

生じた事由により助成した額を限度とする。)を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2)から(4)まで (現行に同じ。)

2 (現行に同じ。)

第13条 (現行に同じ。)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

生じた事由により助成した額を限度とする。)を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為 (高校生等による当該行為を含む。)によって、医療費の助成を受けたとき。

(2)から(4)まで (略)

2 (略)

第13条 (略)

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正趣旨

令和 4 年の特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与水準を社会経済情勢の変化に対応させるため、職員の給料表、勤勉手当の支給月数を改める等の改正を行う。

2 改正概要

(1) 第 1 条関係

項目・条文	改正内容	施行年月日
給料 (第 6 条、別表第 1)	公民格差 (0.24%) を解消するため、給料表を引上げ改定する。	公布の日 (令和 4 年 4 月 1 日から適用)
勤勉手当 (第 30 条)	令和 4 年度の勤勉手当支給月数の改正 令和 4 年 12 月支給の勤勉手当支給月数を 0.1 月 (再任用職員は 0.05 月) 分引き上げる改正を行う。	公布の日 (令和 4 年 12 月 1 日から適用)

(2) 第 2 条関係

項目・条文	改正内容	施行年月日
期末手当 (第 27 条) 勤勉手当 (第 30 条)	令和 5 年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正 3 月期末手当を廃止し、6 月及び 12 月支給の期末手当及び勤勉手当支給月数を均等になるよう配分する改正を行う。	令和 5 年 4 月 1 日

(参考) 改正前後の期末・勤勉手当支給月数 裏面参照

3 新旧対照表

別紙のとおり

(参考) 改正前後の期末・勤勉手当支給月数

●第1条関係

			6月期	12月期	3月期	年間計
再任用職員以外の職員	一般職員	現行	2.075 期末 (1.050) 勤勉 (1.025)	2.125 期末 (1.100) 勤勉 (1.025)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.45 期末 (2.40) 勤勉 (2.05)
		改正後	2.075 期末 (1.050) 勤勉 (1.025)	2.225 期末 (1.100) 勤勉 (1.125)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.55 期末 (2.40) 勤勉 (2.15)
	管理職員	現行	2.075 期末 (0.850) 勤勉 (1.225)	2.125 期末 (0.900) 勤勉 (1.225)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.45 期末 (2.00) 勤勉 (2.45)
		改正後	2.075 期末 (0.850) 勤勉 (1.225)	2.225 期末 (0.900) 勤勉 (1.325)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.55 期末 (2.00) 勤勉 (2.55)
再任用職員	一般職員	現行	1.10 期末 (0.60) 勤勉 (0.50)	1.15 期末 (0.65) 勤勉 (0.50)	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.35 期末 (1.35) 勤勉 (1.00)
		改正後	1.10 期末 (0.60) 勤勉 (0.50)	1.20 期末 (0.65) 勤勉 (0.55)	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.40 期末 (1.35) 勤勉 (1.05)
	管理職員	現行	1.10 期末 (0.50) 勤勉 (0.60)	1.15 期末 (0.55) 勤勉 (0.60)	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.35 期末 (1.15) 勤勉 (1.20)
		改正後	1.10 期末 (0.50) 勤勉 (0.60)	1.20 期末 (0.55) 勤勉 (0.65)	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.40 期末 (1.15) 勤勉 (1.25)

●第2条関係

			6月期	12月期	3月期	年間計
定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員以外の職員	一般職員	1条改正案	2.075 期末 (1.050) 勤勉 (1.025)	2.225 期末 (1.100) 勤勉 (1.125)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.55 期末 (2.40) 勤勉 (2.15)
		改正後	2.275 期末 (1.200) 勤勉 (1.075)	2.275 期末 (1.200) 勤勉 (1.075)	= 期末 = 勤勉 -	4.55 期末 (2.40) 勤勉 (2.15)
	管理職員	1条改正案	2.075 期末 (0.850) 勤勉 (1.225)	2.225 期末 (0.900) 勤勉 (1.325)	0.25 期末 (0.25) 勤勉 -	4.55 期末 (2.00) 勤勉 (2.55)
		改正後	2.275 期末 (1.000) 勤勉 (1.275)	2.275 期末 (1.000) 勤勉 (1.275)	= 期末 = 勤勉 -	4.55 期末 (2.00) 勤勉 (2.55)
定年前再任用短時間勤務職員	一般職員	1条改正案	1.10 期末 (0.60) 勤勉 (0.50)	1.20 期末 (0.65) 勤勉 (0.55)	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.40 期末 (1.35) 勤勉 (1.05)
		改正後	1.20 期末 (0.675) 勤勉 (0.525)	1.20 期末 (0.675) 勤勉 (0.525)	= 期末 = 勤勉 -	2.40 期末 (1.35) 勤勉 (1.05)
	管理職員	1条改正案	1.10 期末 (0.50) 勤勉 (0.60)	1.20 期末 (0.55) 勤勉 (0.65)	0.10 期末 (0.10) 勤勉 -	2.40 期末 (1.15) 勤勉 (1.25)
		改正後	1.20 期末 (0.575) 勤勉 (0.625)	1.20 期末 (0.575) 勤勉 (0.625)	= 期末 = 勤勉 -	2.40 期末 (1.15) 勤勉 (1.25)

新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例（第1条関係）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（勤勉手当） 第30条（現行に同じ） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。 4～7（現行に同じ） 別表第1（第6条関係）（別紙のとおり）</p>	<p>（勤勉手当） 第30条（略） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6（略） 別表第1（第6条関係）（別紙のとおり）</p>

新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例（第2条関係）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（期末手当）</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から<u>第30条</u>までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6（現行に同じ。）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第30条 勤勉手当は、<u>基準日</u>にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>（第10条</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第27条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下この条から<u>第29条</u>までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第30条 勤勉手当は、<u>6月1日</u>及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第10条</p>

<p>の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～7（現行に同じ。）</p> <p><u>附 則</u> (施行期日等)</p>	<p>の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の132.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～7（略）</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、<u>第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	
<p>2 <u>第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	
<p>3 <u>第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。</u></p>	
<p>(給与の内払)</p>	
<p>4 <u>第1条の規定による改正後の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の千代田区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p>	
<p>(委任)</p>	
<p>5 <u>附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</u></p>	

(改正後)

別表第1 (第6条関係)
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	174,200	262,800	306,400	344,200
	2	176,300	264,800	308,700	346,800
	3	178,400	266,800	311,000	349,400
	4	180,500	268,600	313,300	352,000
	5	182,500	270,800	315,600	354,600
	6	184,600	273,000	317,800	357,200
	7	186,700	275,000	320,200	359,700
	8	188,700	277,000	322,400	362,100
	9	190,900	279,100	324,600	364,500
	10	193,000	281,100	326,900	366,900
	11	195,200	283,200	329,200	369,300
	12	197,400	285,300	331,400	371,700
	13	199,500	287,400	333,600	374,000
	14	201,100	289,400	335,800	376,300
	15	202,900	291,600	338,100	378,500
	16	204,500	293,600	340,500	380,700
	17	206,000	295,700	342,900	382,800
	18	207,800	298,000	345,300	384,800
	19	209,200	300,300	347,800	386,800
	20	211,200	302,600	350,300	388,700
	21	212,700	304,900	352,800	390,600
	22	214,300	306,900	355,000	392,500
	23	216,000	309,300	357,300	394,300
	24	217,700	311,400	359,600	395,900
	25	219,500	313,700	361,800	397,600
	26	221,000	315,800	363,900	399,300
	27	222,900	317,900	366,100	400,800
	28	224,800	319,900	368,200	402,400
	29	226,700	321,900	370,200	403,900
	30	228,700	324,000	372,200	405,300
	31	230,600	326,100	374,100	406,700
	32	232,700	327,900	375,900	408,100
	33	234,700	330,000	377,700	409,400
	34	236,600	332,000	379,500	410,600
	35	238,500	334,100	381,200	411,800
	36	240,500	336,100	382,600	413,000
	37	242,500	337,700	384,000	414,100
	38	244,400	339,500	385,300	415,100
	39	246,400	341,300	386,600	416,100
40	248,500	343,100	387,800	417,100	

(現行)

別表第1 (第6条関係)
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	169,300	259,700	306,400	344,200
	2	171,400	261,800	308,700	346,800
	3	173,500	263,900	311,000	349,400
	4	175,600	266,000	313,300	352,000
	5	177,700	268,400	315,600	354,600
	6	179,800	270,800	317,800	357,200
	7	181,900	272,900	320,200	359,700
	8	183,900	275,000	322,400	362,100
	9	186,200	277,200	324,600	364,500
	10	188,300	279,400	326,900	366,900
	11	190,500	281,600	329,200	369,300
	12	192,700	283,800	331,400	371,700
	13	194,800	285,900	333,600	374,000
	14	196,500	288,000	335,800	376,300
	15	198,400	290,200	338,100	378,500
	16	200,200	292,400	340,500	380,700
	17	202,000	294,600	342,900	382,800
	18	203,900	296,900	345,300	384,800
	19	205,700	299,200	347,800	386,800
	20	207,700	301,500	350,300	388,700
	21	209,600	303,800	352,800	390,600
	22	211,400	305,900	355,000	392,500
	23	213,300	308,300	357,300	394,300
	24	215,200	310,400	359,600	395,900
	25	217,100	312,700	361,800	397,600
	26	218,800	314,900	363,900	399,300
	27	220,700	317,000	366,100	400,800
	28	222,600	319,200	368,200	402,400
	29	224,500	321,200	370,200	403,900
	30	226,600	323,400	372,200	405,300
	31	228,700	325,500	374,100	406,700
	32	230,800	327,500	375,900	408,100
	33	232,900	329,600	377,700	409,400
	34	234,900	331,600	379,500	410,600
	35	236,900	333,700	381,200	411,800
	36	239,000	335,700	382,600	413,000
	37	241,100	337,500	384,000	414,100
	38	243,100	339,300	385,300	415,100
	39	245,200	341,100	386,600	416,100
40	247,400	342,900	387,800	417,100	

(改正後)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	41	250,500	344,700	389,000	418,000
	42	252,400	346,400	390,200	418,900
	43	254,500	348,100	391,400	419,800
	44	256,500	349,700	392,400	420,600
	45	258,700	351,100	393,200	421,400
	46	260,500	352,600	394,100	422,100
	47	262,300	354,100	395,100	422,800
	48	264,500	355,600	396,100	423,400
	49	266,400	357,000	396,900	424,100
	50	268,600	358,400	397,700	424,800
	51	270,900	359,700	398,500	425,400
	52	273,000	361,100	399,300	425,900
	53	275,000	362,400	400,000	426,400
	54	277,000	363,700	400,800	427,000
	55	279,200	364,900	401,600	427,500
	56	281,300	366,100	402,300	428,100
	57	283,300	367,200	402,900	428,700
	58	285,300	368,300	403,600	429,300
	59	287,300	369,400	404,300	429,900
	60	289,300	370,500	405,000	430,500
	61	291,400	371,500	405,600	431,000
	62	293,400	372,600	406,200	431,500
	63	295,500	373,600	406,800	432,000
	64	297,500	374,500	407,400	432,600
	65	299,500	375,500	407,900	433,000
	66	301,500	376,400	408,400	433,500
	67	303,600	377,300	409,000	434,000
	68	305,600	378,100	409,600	434,400
	69	307,600	378,900	410,200	434,900
	70	309,500	379,700	410,800	435,400
	71	311,500	380,500	411,400	435,900
72	313,500	381,400	412,000	436,400	
73	315,400	382,200	412,500	436,800	
74	317,300	382,900	413,100	437,300	
75	319,400	383,500	413,600	437,800	
76	321,300	384,200	414,200	438,300	
77	323,200	384,800	414,700	438,700	
78	325,100	385,400	415,200	439,100	
79	326,800	385,900	415,700	439,600	
80	328,500	386,500	416,200	440,100	

(現行)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	41	249,500	344,600	389,000	418,000
	42	251,600	346,300	390,200	418,900
	43	253,700	348,000	391,400	419,800
	44	255,800	349,600	392,400	420,600
	45	258,000	351,100	393,200	421,400
	46	260,000	352,600	394,100	422,100
	47	261,900	354,100	395,100	422,800
	48	264,100	355,600	396,100	423,400
	49	266,100	357,000	396,900	424,100
	50	268,300	358,400	397,700	424,800
	51	270,600	359,700	398,500	425,400
	52	272,700	361,100	399,300	425,900
	53	274,900	362,400	400,000	426,400
	54	276,900	363,700	400,800	427,000
	55	279,100	364,900	401,600	427,500
	56	281,200	366,100	402,300	428,100
	57	283,300	367,200	402,900	428,700
	58	285,300	368,300	403,600	429,300
	59	287,300	369,400	404,300	429,900
	60	289,300	370,500	405,000	430,500
	61	291,400	371,500	405,600	431,000
	62	293,400	372,600	406,200	431,500
	63	295,500	373,600	406,800	432,000
	64	297,500	374,500	407,400	432,600
	65	299,500	375,500	407,900	433,000
	66	301,500	376,400	408,400	433,500
	67	303,600	377,300	409,000	434,000
	68	305,600	378,100	409,600	434,400
	69	307,600	378,900	410,200	434,900
	70	309,500	379,700	410,800	435,400
	71	311,500	380,500	411,400	435,900
72	313,500	381,400	412,000	436,400	
73	315,400	382,200	412,500	436,800	
74	317,300	382,900	413,100	437,300	
75	319,400	383,500	413,600	437,800	
76	321,300	384,200	414,200	438,300	
77	323,200	384,800	414,700	438,700	
78	325,100	385,400	415,200	439,100	
79	326,800	385,900	415,700	439,600	
80	328,500	386,500	416,200	440,100	

(改正後)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	81	330,200	387,100	416,700	440,600
	82	331,800	387,600	417,200	441,100
	83	333,500	388,200	417,700	441,600
	84	335,000	388,800	418,200	442,000
	85	336,400	389,400	418,600	442,500
	86	337,900	390,000	419,000	442,900
	87	339,400	390,500	419,500	443,300
	88	340,700	391,100	420,000	443,700
	89	342,000	391,600	420,500	444,000
	90	343,300	392,100	420,900	444,400
	91	344,500	392,700	421,400	444,800
	92	345,700	393,200	421,900	445,200
	93	346,800	393,700	422,300	445,600
	94	347,900	394,200	422,700	446,000
	95	348,900	394,700	423,100	446,400
	96	349,900	395,200	423,500	446,800
	97	350,900	395,600	423,900	447,200
	98	351,800	396,000	424,200	447,500
	99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300	
101	354,000	397,500	425,400	448,700	
102	354,700	398,000	425,800		
103	355,400	398,500	426,200		
104	355,900	399,000	426,600		
105	356,500	399,500	427,000		
106	357,000	400,000	427,400		
107	357,500	400,500	427,800		
108	358,100	401,000	428,200		
109	358,800	401,400	428,500		
110	359,300	401,900	428,900		
111	359,800	402,400	429,300		
112	360,300	402,900	429,700		
113	360,800	403,400	430,000		
114	361,300	403,800			
115	361,800	404,200			
116	362,300	404,600			
117	362,700	405,000			
118	363,100	405,400			
119	363,600	405,800			
120	364,100	406,200			

(現行)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	81	330,200	387,100	416,700	440,600
	82	331,800	387,600	417,200	441,100
	83	333,500	388,200	417,700	441,600
	84	335,000	388,800	418,200	442,000
	85	336,400	389,400	418,600	442,500
	86	337,900	390,000	419,000	442,900
	87	339,400	390,500	419,500	443,300
	88	340,700	391,100	420,000	443,700
	89	342,000	391,600	420,500	444,000
	90	343,300	392,100	420,900	444,400
	91	344,500	392,700	421,400	444,800
	92	345,700	393,200	421,900	445,200
	93	346,800	393,700	422,300	445,600
	94	347,900	394,200	422,700	446,000
	95	348,900	394,700	423,100	446,400
	96	349,900	395,200	423,500	446,800
	97	350,900	395,600	423,900	447,200
	98	351,800	396,000	424,200	447,500
	99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300	
101	354,000	397,500	425,400	448,700	
102	354,700	398,000	425,800		
103	355,400	398,500	426,200		
104	355,900	399,000	426,600		
105	356,500	399,500	427,000		
106	357,000	400,000	427,400		
107	357,500	400,500	427,800		
108	358,100	401,000	428,200		
109	358,800	401,400	428,500		
110	359,300	401,900	428,900		
111	359,800	402,400	429,300		
112	360,300	402,900	429,700		
113	360,800	403,400	430,000		
114	361,300	403,800			
115	361,800	404,200			
116	362,300	404,600			
117	362,700	405,000			
118	363,100	405,400			
119	363,600	405,800			
120	364,100	406,200			

(改正後)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	121	364,600	406,600		
	122	365,100	406,900		
	123	365,600	407,300		
	124	366,000	407,700		
	125	366,400	408,100		
	126	366,800	408,500		
	127	367,200	408,900		
	128	367,600	409,300		
	129	367,900	409,600		
	130	368,200			
	131	368,600			
	132	369,000			
	133	369,400			
	134	369,700			
	135	370,100			
	136	370,500			
	137	370,900			
	138	371,300			
	139	371,700			
140	372,100				
141	372,400				
142	372,800				
143	373,200				
144	373,500				
145	373,900				
146	374,300				
147	374,700				
148	375,100				
149	375,500				
150	375,900				
151	376,300				
152	376,700				
153	377,000				
154	377,400				
155	377,800				
156	378,200				
157	378,600				
158	379,000				
159	379,400				
160	379,800				

(現行)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	121	364,600	406,600		
	122	365,100	406,900		
	123	365,600	407,300		
	124	366,000	407,700		
	125	366,400	408,100		
	126	366,800	408,500		
	127	367,200	408,900		
	128	367,600	409,300		
	129	367,900	409,600		
	130	368,200			
	131	368,600			
	132	369,000			
	133	369,400			
	134	369,700			
	135	370,100			
	136	370,500			
	137	370,900			
	138	371,300			
	139	371,700			
140	372,100				
141	372,400				
142	372,800				
143	373,200				
144	373,500				
145	373,900				
146	374,300				
147	374,700				
148	375,100				
149	375,500				
150	375,900				
151	376,300				
152	376,700				
153	377,000				
154	377,400				
155	377,800				
156	378,200				
157	378,600				
158	379,000				
159	379,400				
160	379,800				

(改正後)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円
	161	380,200			
	162	380,600			
	163	381,000			
	164	381,400			
	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
169	383,200				
再任用 職員		229,400	268,200	291,300	330,300

(現行)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円
	161	380,200			
	162	380,600			
	163	381,000			
	164	381,400			
	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
169	383,200				
再任用 職員		229,400	268,200	291,300	330,300

議員提出議案第9号

千代田区学校給食費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、千代田区立の小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下「区立学校」という。）の学校給食に要する経費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食に要する経費をいう。以下「学校給食費」という。）について、学校給食費を負担する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し助成金を交付することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進するとともに、学校給食を充実させ、食育を推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 学校給食費の助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、区立学校に在籍する児童又は生徒の保護者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、助成金の額から当該給付額を除くものとする。

(助成金の交付申請等)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千代田区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより千代田区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する申請並びに助成金の請求及び受領に関する権限を児童又は生徒の在籍する区立学校の学校長（以下「校長」という。）に委任するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、助成金の交付を行うことが適当と認められるときは、助成金の交付決定を校長に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 校長は、前条の交付決定通知を受けたときは、助成金を区長に請求しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 区長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに校長に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 区長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、当該助成金の交付を取り消し、申請者に対し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(説明)

学校給食は教育の一環であり、食育は、「生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資する」(食育基本法)ものです。学校給食の無償化は、憲法の定める義務教育の無償の実践であるとともに、保護者の経済的負担と教員の事務負担の軽減を図ることになることから、本案を提案します。

(仮称) まなびの森保育園神保町の入園時期について

1 概 要

(仮称) まなびの森保育園神保町については、令和5年4月1日の開所をめざして整備を進めている。

しかしながら、昨今の半導体不足や労働力供給量の低下、さらには新型コロナウイルス感染症の第8波等が予測される中、当初予定の整備工事期間への影響が懸念される状況である。

区としては、現時点での工事進捗状況や今後の工事工程などを総合的に勘案し、入園を希望される保護者が安心してお申込みいただくことを最優先にすべきことであると結論に至り、入園の開始時期を5月1日とする。

2 周 知

- (1) 令和4年11月15日 案内文(別紙)を保育園入園案内に追加
- (2) 令和4年11月17日 区のホームページに掲載
- (3) 令和4年12月5日 広報ちよだ12/5号に掲載(予定)

【参考】施設概要

施設名称	定員	施設種別	補助金	備考
(仮称) まなびの森保育園神保町	100名	認可保育所	あり	常設

【参考】会社概要

㈱こどもの森

所在地 東京都国分寺市光町2-5-1

事業内容 保育所、児童館、学童保育所の運営

資本金 5,000万円

常勤保育士 約2,000名

運営施設 認可保育所110園(学童等含めた場合、総施設数220か所)

(仮称) まなびの森保育園神保町の入園時期について

(仮称) まなびの森保育園神保町は、令和5年4月1日開所をめざして整備を進めております。

しかし、昨今の半導体不足や新型コロナウイルス感染症の第8波が予測される等、当初予定の整備工事期間に影響が生ずる可能性も否めません。

区といたしましては、十分に開園準備を行っているところですが、安心してお申し込みいただけるよう令和5年5月1日からの入園の開始とさせていただきます。

本園への入園をご希望されている皆様には十分にご理解をいただき、入園のお申込みに際しましては、ご留意いただきますようお願いいたします。

【まなびの森保育園の開設に関するお問い合わせ】

千代田区子ども部子育て推進課子育て推進係

TEL 03-5211-3653 メール：kosodatesuishin@city.chiyoda.lg.jp

(仮称)「まなびの森保育園神保町」への入園希望の場合の手続について

(仮称)まなびの森保育園神保町への5月入園を希望する方は、次のいずれかの方法でお申し込みください。なお、申し込み者数が定員を超えた場合は、入園順位に沿って選考指数の高い方から内定者を決定いたします。

育児休業の延長などにより、他の認可保育所等への4月入園を申し込まない場合

申し込みに必要な書類(入園案内 16~17 ページ)を揃え、5月入園申し込み期間に子ども支援課へ入園申し込みをしてください。なお、5月入園の内定が出た場合は、5月末日までに育児休業から復職する必要があります。

※ 入園後は、徐々に預かり時間・日数を増やしていく「慣らし保育」がありますので、復職時期にご注意ください。

他の認可保育所等への4月入園を申し込み、入園内定がでた場合

申し込みに必要な書類(入園案内 16~17 ページ)を揃え、5月入園申し込み期間に子ども支援課へ転園申し込みをしてください。令和4年12月1日以降に発行された保育ができない状況を証明する書類を提出済みの場合は、その内容に変更がないときは再度の提出は不要です。なお、4月入園の内定がでた場合は、4月末日までに育児休業から復職する必要があります。

※ 入園後は、徐々に預かり時間・日数を増やしていく「慣らし保育」があります。転園をした場合も、「慣らし保育」がありますので、就労中の方は年次有給休暇取得などの調整をお願いします。

※ 転園できるのは、年度内に1回のみとなります。また、転園が内定した場合は、いかなる理由があっても転園となり、通園中の園は退園となります。

<4月に認可保育所等に入園し、5月に転園する場合のイメージ>



他の認可保育所等への4月入園を申し込み、入園内定がでなかった場合

5月入園申し込み期間に、希望園変更届を子ども支援課へご提出ください。

■5月入園申し込み期間

令和5年3月1日(水)~3月31日(金)

(オンライン申請、郵送の場合は3月24日(金)必着)

※ 申し込みに必要な書類、希望園変更届は区ホームページからダウンロードできます。

【入園申し込みに関するお問い合わせ】

千代田区子ども部子ども支援課入園審査係

TEL 03-5211-4119 メール kodomoshien@city.chiyoda.lg.jp

令和5年度入学 中学校学校選択結果報告について

1 千代田区立中学校の学校選択結果（11月14日時点）

入学年度 学校名	令和5年度入学 (11月14日時点)	昨年度結果	
		選択者数	入学者数
麴町中学校	298名 (男 165 / 女 133)	330名 (男 184 / 女 146)	129名 (男 76 / 女 53)
神田一橋中学校	176名 (男 87 / 女 89)	157名 (男 70 / 女 87)	90名 (男 49 / 女 41)
計	474名 (男 252 / 女 222)	487名 (男 254 / 女 233)	219名 (男 125 / 女 94)

令和5年度入学 学校選択申請書発送者数	554名 (男 288 / 女 266)	
麴町中学校または神田一橋中学校選択者数	474名 (男 252 / 女 222)	85.6%
区立中学校就学意思なし	61名 (男 26 / 女 35)	11.0%
未回答者数	19名 (男 10 / 女 9)	3.4%

※今後、転出・転入等により人数に変動があります。

2 学校選択アンケート結果（申請書発送時に調査）

麴町中学校

選択理由	回答者数	割合
教育活動の特色が お子さんに合うと思ったから	116	44.4%
選択しなかった学校の特色が お子さんに合わないと思ったから	5	1.9%
自宅から近いから	117	44.8%
その他	23	8.8%
合計	261	

神田一橋中学校

選択理由	回答者数	割合
教育活動の特色が お子さんに合うと思ったから	46	28.4%
選択しなかった学校の特色が お子さんに合わないと思ったから	29	17.9%
自宅から近いから	69	42.6%
その他	18	11.1%
合計	162	

アンケートご協力をお願い

【学校選択アンケート】

千代田区で、特色ある学校づくりを推進していくために、皆様のご意見をお聞かせください。

1 どちらの学校を選びましたか。（選択した学校に○をつけてください）

麴町中学校

神田一橋中学校

2 選択した理由は何ですか。（該当する項目に○をつけてください）

ア 教育活動の特色がお子さんに合うと思ったから

イ 選択しなかった学校の特色がお子さんに合わないと思ったから

ウ 自宅から近いから

エ その他

（）

3 2でアまたはイを選択した方に伺います。

・アを選択した方 → 具体的にどのような部分が合うと思われましたか

・イを選択した方 → 具体的にどのような部分が合わないと思われましたか

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

アンケート用紙は、学校選択申請書とともに、返信用封筒に同封のうえ、
千代田区教育委員会学務課へご郵送ください。

外濠公園総合グラウンドの利用に関する意見公募について

1 使用に関する課題と対応策

現在、外濠公園総合グラウンドでは、通年利用を目的とした整備工事を実施しており、令和5年3月31日に完了する予定である。

これまでグラウンドの利用については、野球を中心としてきたが、工事完了後においては、スポーツの多様化等に併せ、サッカーやフットサル等の利用や通年利用、特に、現在使用できない冬期（1月～3月）の使用が可能となり、利用期間等の追加変更が必要である。

また、施設利用の予約に際しては、これまでグラウンド利用に関する無断キャンセルが多数発生し、有効な施設利用ができていない等の課題が発生していた。

ついではこの課題を解決するためには、新たに利用制限に関する決まり等を設ける必要があり、今般、この事項について利用に関するパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえた運用の検討をする必要がある。

2 利用に関する変更事項

(1) グラウンド利用時間の変更について

整備工事の完了に伴い令和5年4月1日より、グラウンドの利用期間と利用時間を変更する。グラウンド冬季休業期間（1月～3月）を廃止し通年開放とする。

(2) 制限規定の新設について

1) 現 状

現在、利用に関してキャンセルに伴う利用制限規定がないことから、予約キャンセルが多く発生している。また、年間100件以上の無断キャンセルが発生しているため、当日に施設の利用がされず、十分な活用が図れていない状況である。

表1 年間キャンセル数（うちカッコ内は、無断キャンセル数）

種 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
野 球	848 (33)	1,259 (46)	1,153 (66)
テニス	2,497 (89)	2,979 (56)	2,617 (96)
合 計	3,345 (<u>122</u>)	4,238 (<u>102</u>)	3,770 (<u>162</u>)
利用可能コマ数	5,997	4,512	5,320

2) 利用制限について(検討案)

施設を十分に活用できていない状況を改善するため、千代田区都市公園条例に利用制限に

関する規定を追加したうえで、利用日4日前以降のキャンセルと無断キャンセルを行った利用者に対し、下記のとおり一定期間の利用制限を課す。

表2 予約キャンセルに伴う制限内容および制限期間

	無断キャンセル	利用日4日前以降のキャンセル
制限内容	1回につき <u>3か月間</u> 、「抽選申込」と「空き施設予約」が不可	1回につき <u>1か月間</u> 、「抽選申込」と「空き施設予約」が不可
制限期間	キャンセルを行った日の翌月1日～ <u>3か月後</u>	キャンセルを行った日の翌月1日～ <u>1か月後</u>

表3 予約キャンセルによる利用制限の発生

5日前以前	4日前	3日前	2日前	1日前	利用日	無断 キャンセル
○	×	×	×	×	×	×

○→ 制限対象とならない ×→ 制限対象となる

3) パブリックコメントの実施 別紙資料参照

制限規定の新設について、広く意見を募集し、提出された意見を考慮したうえで最終的な意思決定を行う。

実施期間：令和4年12月5日（月）～12月19日（月） 広報12月5日号で周知

4) 条例改正および利用制限の導入時期

①千代田区都市公園条例の改正

令和5年第1回区議会定例会において、条例の改正を行う。

②利用制限の導入

約3か月間の周知期間を設けたうえで、令和5年7月から運用を開始する。

外濠公園総合グラウンド利用に関する改正点

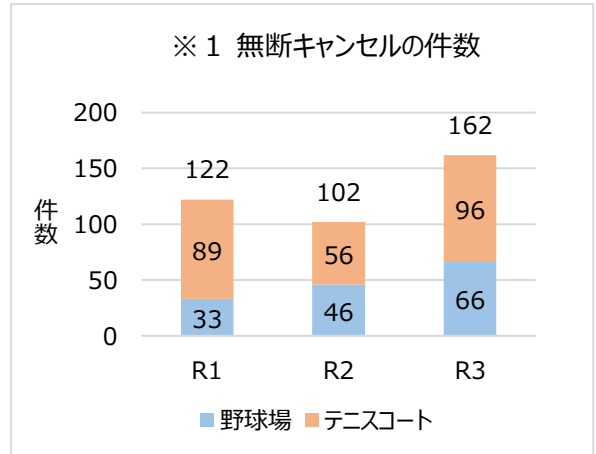
令和5年度から、グラウンドの改修により利用可能種目の追加および冬季利用が可能となるため、施設の運用方法を変更します。また、無断キャンセルが多くグラウンドが十分に活用できていない状況を改善するため、千代田区都市公園条例を改正し、無断キャンセル等を行った方に対して利用制限を付与します。

無断キャンセルや直前キャンセルを行った方への利用制限

意見公募（パブリックコメント）を実施します

利用時間までに連絡なく使用しない「無断キャンセル」や、利用日の直前にキャンセルをする「直前キャンセル」が増えており、他の利用者が利用しづらくなっています。（無断キャンセルは年間100件以上発生しております※1）

施設を適切にご利用いただくため、千代田区都市公園条例を改正し、利用の制限に関する条文を追加したうえで、無断・直前キャンセルを行った方に対して、一定期間の利用制限を付与します。



運用方法の変更

(1) サッカー・フットサルの利用が可能となります

(2) グラウンドの冬季休場期間を廃止し、通年開放します

グラウンドの人工芝化に伴い、1～3月の休場期間（芝養生期間）を廃止し、8:00～21:00にて開場します。

○グラウンド利用時間 1～3月（現状）

	6:00-8:00	8:00-10:00	10:00-12:00	12:00-14:00	14:00-16:00	16:00-18:00	18:00-21:00
1月	利用不可						
2月							
3月							

○グラウンド利用時間 1～3月（変更後）

	6:00-8:00	8:00-10:00	10:00-12:00	12:00-14:00	14:00-16:00	16:00-18:00	18:00-21:00
1月	利用不可	利用可能					
2月							
3月							

(3) テニスコートの1～3月の開場時間を拡大します

グラウンドの通年開放（上記（2）のとおり）に伴い、テニスコートの1～3月の開場時間を8:30～16:30から8:00～21:00に変更します。

○テニスコート利用時間 1～3月（現状）

	6:00-8:30	8:30-10:30	10:30-12:30	12:30-14:30	14:30-16:30	16:30-21:00
1月	利用不可	利用可能				利用不可
2月						
3月						

○テニスコート利用時間 1～3月（変更後）

	6:00-8:00	8:00-10:00	10:00-12:00	12:00-14:00	14:00-16:00	16:00-18:00	18:00-21:00
1月	利用不可	利用可能					
2月							
3月							